

## 「ミネラルウォーターに関する税」検討会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ミネラルウォーターに関する税」検討会(以下「検討会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(非公開の決定)

第2条 検討会の会議は、原則として公開とする。ただし、会議の内容が次の事項のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)第8条の各号に該当するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 2 前項の規定により会議を公開しない場合は、会長又は委員の発議に基づき会議に諮り、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(会議の傍聴)

第3条 検討会の会議は、傍聴することができる。

- 2 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- 3 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月13日から施行する。